

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	環境・ゼロカーボン推進課	検索番号	2-3
法令名	水質汚濁防止法	根拠条項	13-1		
不利益処分	特定施設の使用停止、改善命令等				
<p>1. 法令の定め (処分要件)</p> <p>知事は、排出水の汚染状態が特定事業場の排水口において排水基準に適合しないおそれがあると認めるときは、排出水を排出する者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用もしくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2. 処分基準</p> <p>○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等の審査基準並びに同法及び水質汚濁防止法に基づく処分基準の設定について (平成 12 年 12 月 8 日伺い定め)</p> <p>① 排出水の汚染状態が特定事業場の排水口において排水基準 (排水基準を定める総理府令で定めるもの及び上乘せ排水基準) に適合しないおそれがあると認めるとき。</p> <p>② 現実に排水基準の違反がなくても、特定施設、汚水処理施設に構造的、技術的欠陥があり、違反の「おそれ」があれば適用できる。</p> <p>ただし、通常は排水基準違反があったものについて適用されることになる。</p> <p>③ 排水基準違反のおそれの有無は、特定事業場の排水口 (排出水を排出する場合) ごとに判断するものとする。</p> <p>④ 命令の「期限」は、当該改善に必要な期間を参酌して、合理的な範囲で定めるものとする。</p>					